

明石市事業者用太陽光発電システム導入支援補助金のご案内

明石市では、市域の脱炭素化推進のため、市内事業所等に太陽光発電システムを設置した市内の事業者または市内の事業者（需要家）へ電気を供給するPPA事業者に対して補助を行います。

自家消費型の太陽光発電システムは、建物でのCO₂削減はもちろんのこと、停電時にも一定の電力使用ができるため防災性の向上にも繋がるものです。



環境省 駐車場を活用したソーラーカーポートの導入についてを元に作成

対象・補助金額

2022年4月1日から2023年3月10日までの間に設置される(※)

※対象設備の設置・支払いが完了していること、対象設備を設置後、引き渡し完了していることが必要です。

☀ 太陽光発電システム ・ 1kWあたり7万円（上限100万円）

予算額

500万円



募集期間

2022年7月15日（金）から2022年9月30日（金）（消印有効）

※**先着順となります。** 予算額を上回る場合、受付終了となります。（ホームページでお知らせします。）

申請方法

- 今年度は設置済みの方も、今後設置予定の方も、対象期間内に設置される事業者が申請できます。
- 明石市ホームページ「明石市事業者用太陽光発電システム導入支援事業」より「**補助金交付申請書**」をダウンロードしてください。

検索

明石市 太陽光 補助

補助金応募申込書に必要事項記入の上、以下まで**郵送**により提出ください。
〒674-0053 明石市大久保町松陰1131 明石市市民生活局環境室環境創造課
朱書きで「**事業者用補助金交付申請書在中**」と明記してください。

補助要件

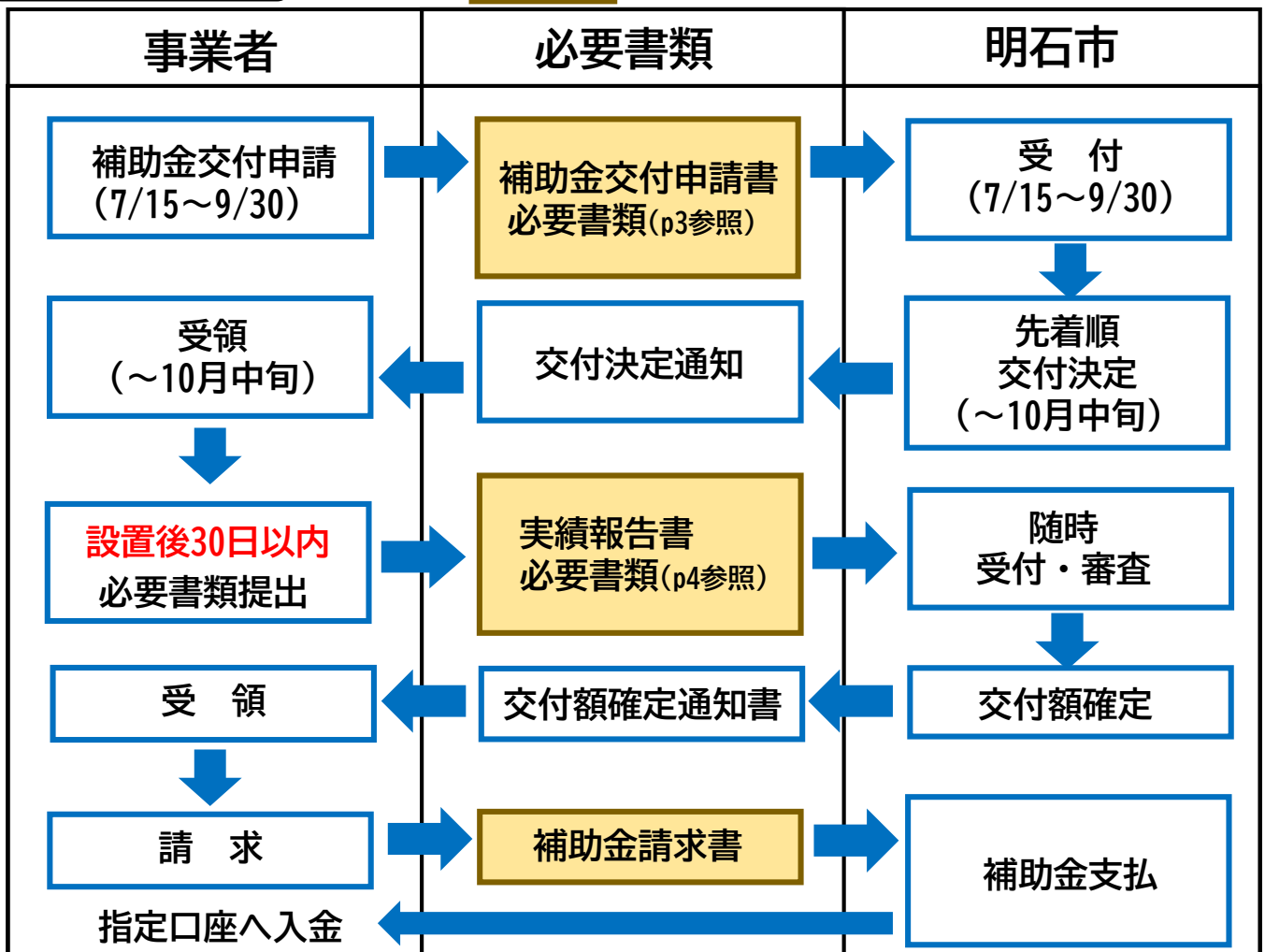
- 2022年4月1日から2023年3月10日に、市内の事業所又は事務所等に対象設備を導入する法人または個人事業主（以下、市内事業者という。）
または市内事業者とPPA契約を締結し、対象設備を設置するPPA事業者（PPA事業者とは需要家である法人等に対し、無償で太陽光発電設備を設置し、電気を販売及び供給する者。販売代金へ補助金を還元することが必要です。）

【対象機器】

太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用品 ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが低い方が10kW以上であること。 ・全量売電の設備認定を受けないこと。
-----------	--

申請の流れ

…申請者に提出いただきます。



※申請が予算額を上回る場合、受付を終了します。実績報告の最終提出期限は2023年3月10日です。

交付申請書の提出について

1. 申請情報

- 設置住所、PPA 事業者との契約者（需要家）情報、申請額 について記載ください。

2. 導入設備情報

- 設置日、公称最大出力合計値、パワーコンディショナー（定格出力合計値）について記載ください。（小数点第2位以下切り捨て）

※今後設置される方は、予定で記載ください。最終、要件を満たす設備を導入することが補助金交付条件です。

3. 交付申請額の計算

- **太陽光発電システム**は1kWあたり7万円（上限100万円）です。

※申請額が交付額の上限となりますのでご注意ください。

申請の手続きを代行される方は、**代行者の連絡先等の情報を様式に記載ください。**

- 個人情報保護の観点から、原則として申請者又は手続代行者以外の方への連絡や説明はできませんので、申請内容に関する確認を円滑に行うため、適切な方を手続代行者に指定してください。

交付申請時：必要書類

「交付申請書」にあわせて、以下の書類①～⑧（該当する場合は⑨）を提出する必要があります。

- ① 事業計画書
- ② 対象設備の設置工事に係る請負契約書の写し等
※設備の見積書、注文書、契約書等の写しなど
- ③ 対象設備を導入する事業所の位置図
- ④ 対象設備の設置場所が分かる図面
- ⑤ 対象設備の設置工事着手前の現況を示すカラー写真
- ⑥ 対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ、仕様書など)
- ⑦ 誓約書(全量売電しない旨・PPA事業者：補助金を還元する旨)
- ⑧ 定款及び登記事項証明書（発行日から3か月以内）
- ⑨ 需要家へ補助金の還元方法を示す契約書の写し等(PPA契約の場合)

実績報告時：必要書類

交付決定通知を受領した方は、**設置完了後30日以内または2023年3月10日のいずれか早い日までに以下の必要書類を提出してください。**
支払いが完了（引き渡し完了）していることが必要ですので、**お早めの設置・提出**をお願いします。

以下の書類①～⑤（該当する場合は⑥）を提出する必要があります。

- ① 事業報告書
- ② 当該設備の設置工事に係る領収書の写し
- ③ 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真
- ④ 当該設備の品質保証書の写し・電力需給契約書類の写し
- ⑤ 太陽光発電モジュールの製造業者が発行する出力対比表及び製造番号表の写し
- ⑥ 当該設備の設置工事に係る請負契約書の写し（交付申請時、未提出の場合のみ）

補助金請求書

実績報告を審査後、「交付額確定通知書」を送付しますので、受領後速やかに「補助金請求書」を提出ください。

最終期限：2023年3月下旬です。

申請の注意事項

【申請について】

○1事業者につき1回限りで、対象設備について、市の他の補助金との併用はできません。

【対象設備の設置日について】

○メーカーの保証開始日や電力需給開始日など、設備の設置を証明できる日となります。
 対象設備が設置された事業所を購入される場合は、その事業所の引き渡し日となります。

詳細は、ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

書類提出先・お問合せ

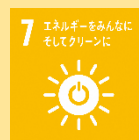
〒674-0053 明石市大久保町松陰1131
 明石市市民生活局環境室環境創造課

電話：078-918-5786 FAX：078-918-5586

E-mail: plan-ems@city.akashi.lg.jp

【お問合せ時間】

祝祭日・年末年始を除く月曜日～金曜日の8:30～17:00（12:00～12:45除く）



SDGs未来安心都市・明石
 いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで